

○総務文教委員長報告

総務文教委員長 林 勝 義

総務文教委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、「議案第12号 鳴門市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」ほか議案3件、請願1件でございます。

当委員会は、去る2月28日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案4件はいずれも原案のとおり可決すべきと決しました。

また、請願1件につきましては、お手元へ配付の請願審査結果報告書のとおりであります。

以下、審査の概要について御報告申し上げます。

まず、「議案第12号 鳴門市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」であります。国家公務員が超過勤務命令を行うことができる上限等を人事院規則で定めることに伴い、国家公務員との均衡の原則により、所要の改正を行うものであります。

まず、超過勤務命令の上限が定められているが、年間360時間を超える超過勤務を命じられた職員は何名いるのか、との質疑があり、平成29年度の実績では、超過勤務の対象となる職員総数は管理職を除き424人であり、このうち超過勤務命令の上限とされる年間360時間を超えて超過勤務を命じられた職員は85名、特別に認められる場合の上限である年間720時間を超えて超過勤務を命じられた職員は20名であった、との説明を受けました。

次に、上限を設定したからには規則を遵守する必要があるが、職員数が減少し、業務量が増加する中、今後どのように対応していくのか、との質疑があり、職員一人あたりの経験や知識を増加させることで一人あたりの労働生産性を向上させ対応することが原則であるが、それ以外にも人事異動において職務内容に見合った人材を配置することで対応したいと考えている、との説明を受けました。

次に、同じ所属の中で職員同士が助け合えるような仕組みづくりはできないのか、との質疑があり、所属の中での職員の業務配分や担当の変更、見直しは所属長の権限で実行可能であるため、所属長には各担当の忙しさの度合に応じて柔軟に対応していただく必要があると考えている、との説明を受けました。

次に、この条例の対象となる職員の範囲について質疑があり、市長や副市長

等の特別職以外の一般職の職員について適用される、との説明を受けました。

次に、所属長は職員の超過勤務の状況を十分把握できているのか、との質疑があり、一定の超過勤務時間を超えた職員については、人事課から各所属長に毎月通知していることから、各所属長が超過勤務の多い職員の状況については把握している、との説明を受けました。

次に、長時間の超過勤務を命じられた職員に対して医師の面接指導は現在も行っているのか、との質疑があり、これまでも同様の制度があり、今回の改正で基準となる超過勤務の時間が月100時間から月80時間に引き下げられることとなるが、本市では、既に月80時間を超える超過勤務を命じられた職員に対して、所属長から医師による面接指導の意向確認を行っている、との説明を受けました。

また、超過勤務を減らすため、人事課長は各所属の業務実態を把握し、適材適所の人員配置を行えるよう、各所属を巡回し、常に情報収集を行う必要がある、との意見や、管理職の職員が所属職員の状態を把握できるよう、管理職研修を十分に行ってほしい、との意見がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、「議案第13号 鳴門市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正について」であります。指定管理者制度の円滑な導入を図るため、設置を予定している公の施設等について、当該条例の規定を適用するため、所要の改正を行うものであります。

まず、今後、指定管理を行うすべての施設を対象とするのか、との質疑があり、指定管理を予定しているすべての施設を対象とするものではなく、施設の設置目的や業務内容等を総合的に判断し、条例を適用することとなる、との説明を受けました。

次に、準備段階と施設完成後では、指定管理料が変動する可能性があるが、どのように対応する予定なのか、との質疑があり、収支予測を踏まえた上である程度の上限額を定め募集を行い、指定管理候補者から収支計画書等を提出してもらった上で指定管理料を決めていくこととなる、との説明を受けました。

次に、これまでと同様に指定管理者が別の業者に一部の業務を委託することは可能なのか、との質疑があり、市の許可を得た上で別の業者に委託することは、これまでと同様に可能である、との説明を受けました。

また、市と指定管理候補者との費用負担はどのようになるのか、との質疑があり、基本的には、指定管理候補者を募集する際の募集要項において費用負担の区分を決定しておく必要があるが、公募後においても費用負担を検討する必要がある部分もあるため、指定管理候補者と協議しながら決めていくこととな

ると考えている、との説明を受けました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、「議案第14号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」であります。災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に伴い、災害援護資金の貸付利率を変更するなど、所要の改正を行うものであります。

まず、阪神淡路大震災以降で災害援護資金の貸付けを行った実績はあるのか、との質疑があり、本市では阪神淡路大震災以降で災害援護資金の貸付けを行った実績はない、との説明を受けました。

次に、災害援護資金の貸付けの上限額はあるのか、との質疑があり、被災の状況にもよるが上限が設けられており、最大で350万円となっている、との説明を受けました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、「議案第15号 鳴門市国民保護対策本部及び鳴門市緊急処理事態対策本部条例の一部改正について」であります。鳴門市国民保護対策本部及び鳴門市緊急処理事態対策本部に設置することができる「部」を「班」とする改正を行うものであります。

「部」を「班」に置き換える理由について質疑があり、鳴門市災害対策本部においては「班」を設けることとなっていることから、鳴門市災害対策本部との整合性を図るため、鳴門市国民保護対策本部及び鳴門市緊急処理事態対策本部においても「班」を設けることとするものである、との説明を受けました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

以上が当委員会の審査概要であります。よろしく御賛同を賜りますようお願い申し上げます。